

# 令和6年度町民税・県民税申告書の書きかた

今年も申告書を提出していただく時期になりました。

この申告書は、令和6年度の町民税・県民税を課税する大切な基礎資料となります。

「申告書の書きかた」をお読みいただき、申告期限（3月15日）までに必ず申告してください。

## 1. 申告をしなければならない方

令和6年1月1日現在、上市町に住んでいる方で、次に該当する場合に申告が必要になります。

- (1)事業所得（営業等、農業、不動産等）のあった方
- (2)給与所得者で次に該当する方
  - ①給与所得以外の所得（農業、配当、不動産、譲渡等）のあった方
  - ②令和5年中に退職したなどの理由から、所得税の年末調整がされなかった方
  - ③勤務先（給与の支払者）から給与支払報告書が役場財務課へ提出されていない方
- (3)公的年金等受給者で、社会保険料控除・生命保険料控除等を受けようとする方
- (4)国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方で、所得のない場合も申告してください。

### 【注意】

- ・所得税額が発生する場合は、上記の場合でも、確定申告が必要になります。
- ・所得税の確定申告書を提出される方は、町民税・県民税申告書を提出する必要はありません。
- ・年末調整済の源泉徴収票を持っている方で、医療費控除を受ける方（還付申告）は、税務署に確定申告してください。

## 2. 申告に持参いただくもの

- (1) 申告書
- (2) マイナンバー（個人番号）カード または  
身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）
- (3) 源泉徴収票（給与所得者及び公的年金等受給者の場合のみ）
- (4) 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等の支払額のわかるもの  
（国民年金保険料等については、その保険料等の支払証明書）
- (5) 生命保険料・地震保険料の証明書
- (6) 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書  
（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受ける方は、健康診断の結果通知等一定の取組を示す証明書とスイッチOTC医薬品の購入が分かる明細書※従来の医療費控除との併用はできません。）

## 3. 申告のお問い合わせ先

不明な点などがありましたら、上市町 財務課 課税1班までお問い合わせください。

〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地

上市町 財務課 課税1班 TEL 472-2374

# 4. 申告書の書きかた

## 【申告書表面】

### ■ 収入金額等・所得金額

営業等	販売、製造、飲食、サービス等の営業、自由職業（外交員、作家、ホステス等）の事業をしている人は、この欄に記入してください。令和5年中の収入金額（売上代金等）から必要経費（販売した商品や製品の原価、雇員費、修繕費等）を差し引いたものが、所得金額になります。																																																																					
農業	農作物の生産、果樹等の栽培、家畜の飼育等から生ずる所得です。																																																																					
不動産	地代（年貢）、家賃、貸間代等の収入のあった人は、この欄に記入してください。地代等の収入金額から必要経費（修繕費、固定資産税等）を差し引いたものが、所得金額になります。																																																																					
利子	公社債や預金利子、公社債投資信託、貸付信託の分配金等の所得です。																																																																					
配当	株式の配当所得や投資信託の分配金の所得について記入してください。																																																																					
給与	給料、賃金及び賞与等の収入のあった人は、この欄へ記入してください。この欄は給与の収入金額のみ記入してください。																																																																					
公的年金等	<p>厚生年金、国民年金、恩給、企業年金、農業者年金等の収入の合計額を記入してください。公的年金に係る雑所得の速算表は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額合計（円）</th> <th rowspan="2">割合</th> <th colspan="3">控除額（円）</th> </tr> <tr> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>1千万円以下</th> <th>1千万円超2千万以下</th> <th>2千万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳未満 S34.1.2 以後生まれ</td> <td>以上 ～1,300,000 未満</td> <td>100%</td> <td>600,000</td> <td>500,000</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>1,300,000～4,100,000</td> <td>75%</td> <td>275,000</td> <td>175,000</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,000～7,700,000</td> <td>85%</td> <td>685,000</td> <td>585,000</td> <td>485,000</td> </tr> <tr> <td>7,700,000～10,000,000</td> <td>95%</td> <td>1,455,000</td> <td>1,355,000</td> <td>1,255,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳以上 S34.1.1 以前生まれ</td> <td>10,000,000～</td> <td>100%</td> <td>1,955,000</td> <td>1,855,000</td> <td>1,755,000</td> </tr> <tr> <td>～3,300,000</td> <td>100%</td> <td>1,100,000</td> <td>1,000,000</td> <td>900,000</td> </tr> <tr> <td>3,300,000～4,100,000</td> <td>75%</td> <td>275,000</td> <td>175,000</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>4,100,000～7,700,000</td> <td>85%</td> <td>685,000</td> <td>585,000</td> <td>485,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,700,000～10,000,000</td> <td>95%</td> <td>1,455,000</td> <td>1,355,000</td> <td>1,255,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000,000～</td> <td>100%</td> <td>1,955,000</td> <td>1,855,000</td> <td>1,755,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計算例】 昭和34年1月1日生まれの人で、「公的年金等の収入金額の合計額」が340万円の場合には、「公的年金に係る雑所得の金額」は次のようになります。（他の合計所得が1,000万円以下）  <math>3,400,000円 \times 75\% - 275,000円 = 2,275,000円</math></p> <p>【所得金額調整控除】          給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有し、その金額の合計額が10万円を超える場合は、給与所得から下記の計算式で算出した控除額を差し引いてください。          控除額：（給与所得※＋公的年金等に係る雑所得※）－10万円 ※上限10万円</p>	年齢	公的年金等の収入金額合計（円）	割合	控除額（円）			公的年金等雑所得以外の合計所得金額						1千万円以下	1千万円超2千万以下	2千万円超	65歳未満 S34.1.2 以後生まれ	以上 ～1,300,000 未満	100%	600,000	500,000	400,000	1,300,000～4,100,000	75%	275,000	175,000	75,000	4,100,000～7,700,000	85%	685,000	585,000	485,000	7,700,000～10,000,000	95%	1,455,000	1,355,000	1,255,000	65歳以上 S34.1.1 以前生まれ	10,000,000～	100%	1,955,000	1,855,000	1,755,000	～3,300,000	100%	1,100,000	1,000,000	900,000	3,300,000～4,100,000	75%	275,000	175,000	75,000	4,100,000～7,700,000	85%	685,000	585,000	485,000		7,700,000～10,000,000	95%	1,455,000	1,355,000	1,255,000		10,000,000～	100%	1,955,000	1,855,000	1,755,000
年齢	公的年金等の収入金額合計（円）				割合	控除額（円）																																																																
		公的年金等雑所得以外の合計所得金額																																																																				
			1千万円以下	1千万円超2千万以下	2千万円超																																																																	
65歳未満 S34.1.2 以後生まれ	以上 ～1,300,000 未満	100%	600,000	500,000	400,000																																																																	
	1,300,000～4,100,000	75%	275,000	175,000	75,000																																																																	
	4,100,000～7,700,000	85%	685,000	585,000	485,000																																																																	
	7,700,000～10,000,000	95%	1,455,000	1,355,000	1,255,000																																																																	
65歳以上 S34.1.1 以前生まれ	10,000,000～	100%	1,955,000	1,855,000	1,755,000																																																																	
	～3,300,000	100%	1,100,000	1,000,000	900,000																																																																	
	3,300,000～4,100,000	75%	275,000	175,000	75,000																																																																	
	4,100,000～7,700,000	85%	685,000	585,000	485,000																																																																	
	7,700,000～10,000,000	95%	1,455,000	1,355,000	1,255,000																																																																	
	10,000,000～	100%	1,955,000	1,855,000	1,755,000																																																																	
業務	原稿料、講演料、シルバー人材センター等の収入のあった人は、この欄に記入してください。																																																																					
その他	生命保険の年金（個人年金保険）、暗号資産取引等の収入のあった人は、この欄に記入してください。																																																																					
総合譲渡	船舶、機械、特許権等の資産を譲渡した方は、この欄に記入してください。（取得してから5年以内に譲渡したものは短期、それ以外は長期）																																																																					
一時	賞金、懸賞当選金や生命保険の満期受取金等の収入のあった人は、この欄に記入してください。																																																																					
分離課税の譲渡	土地、建物等の資産の譲渡による所得、株式の譲渡による所得のあった人は、「分離課税申告書」が別にありますので、申告の際にお申し出ください。																																																																					

### ■ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	令和5年中に支払をした社会保険料（国民健康保険・介護保険・国民年金等の保険料、及び小規模企業共済等掛金）を記入してください。																										
⑮生命保険料控除	<p>令和5年中にあなたや配偶者、その他の親族が受取人となる生命保険契約により、あなたが支払った生命保険料等があるときは、次の計算式により求めた金額を控除します。（限度額70,000円）</p> <p>(1) 新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）に係る控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新生命保険料 ・ 介護医療保険料 ・ 新個人年金保険料</td> <td>12,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え、32,000円以下の場合</td> <td>(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>32,000円を超え、56,000円以下の場合</td> <td>(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超える場合</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※それぞれの保険料控除の適用限度額は28,000円です。</p> <p>(2) 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に係る控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">旧生命保険料 ・ 旧個人年金保険料</td> <td>15,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え、40,000円以下の場合</td> <td>(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>40,000円を超え、70,000円以下の場合</td> <td>(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※それぞれの保険料控除の適用限度額は35,000円です。</p> <p>(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除              新契約と旧契約の双方の支払保険料について一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次の①および②の金額の合計額（上限28,000円）になります。              ①新契約で支払った保険料については、上記の(1)により計算した金額              ②旧契約で支払った保険料については、上記の(2)により計算した金額</p>	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額	新生命保険料 ・ 介護医療保険料 ・ 新個人年金保険料	12,000円以下の場合	支払った保険料の全額	12,000円を超え、32,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 6,000円		32,000円を超え、56,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 14,000円	56,000円を超える場合	28,000円	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額	旧生命保険料 ・ 旧個人年金保険料	15,000円以下の場合	支払った保険料の全額	15,000円を超え、40,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 7,500円		40,000円を超え、70,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 17,500円	70,000円を超える場合	35,000円
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額																									
新生命保険料 ・ 介護医療保険料 ・ 新個人年金保険料	12,000円以下の場合	支払った保険料の全額																									
	12,000円を超え、32,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 6,000円																									
	32,000円を超え、56,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 14,000円																									
	56,000円を超える場合	28,000円																									
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額																									
旧生命保険料 ・ 旧個人年金保険料	15,000円以下の場合	支払った保険料の全額																									
	15,000円を超え、40,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 7,500円																									
	40,000円を超え、70,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 17,500円																									
	70,000円を超える場合	35,000円																									

<p>⑯地震保険料控除</p>	<p>令和5年中にあなたや配偶者、その他の親族が所有している居住用建物または生活用動産を保険の目的とする地震保険契約の保険料があるときは、次の計算式により求めた金額を控除します。</p> <p>※損害保険料控除は廃止となりました。</p> <p>ただし経過措置として、平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約に係る保険料については、旧長期損害保険料控除として従前の長期損害保険料控除（限度額：住民税10,000円所得税15,000円）が適用されます。</p> <table border="1" data-bbox="271 156 1468 425"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①長期損害保険契約に係るものだけの場合 (平成18年末までに締結されたものに限る)</td> <td>5,000円以下の場合</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超え、15,000円以下の場合</td> <td>(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超える場合</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②地震保険契約に係るものだけの場合</td> <td>50,000円以下の場合</td> <td>(支払った保険料の合計額) × 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>③長期損害保険契約に係るものと地震保険契約に係るものと両方ある場合</td> <td></td> <td>(長期損害保険契約に係る保険料について①より求めた金額) + (地震保険契約に係る保険料について②より求めた金額) ※最高限度額25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>長期損害保険契約…損害保険契約のうち、満期返戻金等のあるもので、保険期間又は共済期間が10年以上のもの</p>	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額	①長期損害保険契約に係るものだけの場合 (平成18年末までに締結されたものに限る)	5,000円以下の場合	支払った保険料の全額	5,000円を超え、15,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 2,500円	15,000円を超える場合	10,000円	②地震保険契約に係るものだけの場合	50,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/2	50,000円を超える場合	25,000円	③長期損害保険契約に係るものと地震保険契約に係るものと両方ある場合		(長期損害保険契約に係る保険料について①より求めた金額) + (地震保険契約に係る保険料について②より求めた金額) ※最高限度額25,000円																																								
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額																																																									
①長期損害保険契約に係るものだけの場合 (平成18年末までに締結されたものに限る)	5,000円以下の場合	支払った保険料の全額																																																									
	5,000円を超え、15,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 2,500円																																																									
	15,000円を超える場合	10,000円																																																									
②地震保険契約に係るものだけの場合	50,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) × 1/2																																																									
	50,000円を超える場合	25,000円																																																									
③長期損害保険契約に係るものと地震保険契約に係るものと両方ある場合		(長期損害保険契約に係る保険料について①より求めた金額) + (地震保険契約に係る保険料について②より求めた金額) ※最高限度額25,000円																																																									
<p>⑰～⑱寡婦、ひとり親控除</p>	<p>あなた本人について、次の事項に該当する場合は、該当する欄をチェックしてください。</p> <table border="1" data-bbox="271 492 1468 694"> <tbody> <tr> <td>寡婦</td> <td>次のいずれかに該当する人 ・夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人 ・夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人</td> <td>控除額26万円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親</td> <td>次の要件全てに該当する人 ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない人 ・生計を一にする子のある人で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人 ・令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人</td> <td>控除額30万円</td> </tr> </tbody> </table>	寡婦	次のいずれかに該当する人 ・夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人 ・夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人	控除額26万円	ひとり親	次の要件全てに該当する人 ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない人 ・生計を一にする子のある人で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人 ・令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人	控除額30万円																																																				
寡婦	次のいずれかに該当する人 ・夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人 ・夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人	控除額26万円																																																									
ひとり親	次の要件全てに該当する人 ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない人 ・生計を一にする子のある人で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人 ・令和5年中の合計所得金額が500万円以下の人	控除額30万円																																																									
<p>⑲～⑳勤労学生、障害者控除</p>	<p>あなた本人について、次の事項に該当する場合は、該当する欄をチェックしてください。</p> <table border="1" data-bbox="271 739 1468 795"> <tbody> <tr> <td>勤労学生</td> <td>学校教育法に規定する学生、生徒又は児童で自己の勤労によらない所得が10万円以下で、かつ令和5年中の合計所得金額が75万円以下の人</td> <td>控除額26万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>あなた又は同一生計配偶者、扶養親族で障害者の人がいる場合に、氏名を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="335 817 1404 896"> <thead> <tr> <th></th> <th>同居特別障害者である人</th> <th>左記以外の人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通障害者</td> <td></td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>53万円</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	勤労学生	学校教育法に規定する学生、生徒又は児童で自己の勤労によらない所得が10万円以下で、かつ令和5年中の合計所得金額が75万円以下の人	控除額26万円		同居特別障害者である人	左記以外の人	普通障害者		26万円	特別障害者	53万円	30万円																																														
勤労学生	学校教育法に規定する学生、生徒又は児童で自己の勤労によらない所得が10万円以下で、かつ令和5年中の合計所得金額が75万円以下の人	控除額26万円																																																									
	同居特別障害者である人	左記以外の人																																																									
普通障害者		26万円																																																									
特別障害者	53万円	30万円																																																									
<p>㉑～㉒配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者</p>	<p>・配偶者控除 あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合、下記のとおり控除されます。</p> <table border="1" data-bbox="335 952 1404 1075"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額 48万円以下</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の控除対象配偶者</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【同一生計配偶者】あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます）で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の人</p> <p>【控除対象配偶者】同一生計配偶者のうち、令和5年中のあなたの所得が1,000万円以下である場合の配偶者</p> <p>※ あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合、同一生計配偶者は控除対象配偶者には該当しませんが、障害者である場合は障害者控除が適用されます。「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」に☑チェックしてください。</p> <p>・配偶者特別控除 あなたと生計を一にする配偶者を有するときに、配偶者の令和5年中の合計所得金額に応じて控除されます。</p> <table border="1" data-bbox="335 1232 1404 1478"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額 48万円以下	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額 48万円以下	あなたの合計所得金額																																																										
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																								
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円																																																								
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																																								
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																																										
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																								
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																								
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																								
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																								
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																								
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																								
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																								
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																								
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																								
133万円超	0円	0円	0円																																																								
<p>㉓扶養控除</p>	<p>あなたと生計を一にし、令和5年中の合計所得が48万円以下で、かつ他の事業専従者となっていない、配偶者以外の扶養親族です。</p> <table border="1" data-bbox="335 1523 1404 1680"> <thead> <tr> <th>年少扶養親族（16歳未満）</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の扶養親族</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>16歳～19歳未満</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>23歳～70歳未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族（19歳～23歳未満）</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族（70歳以上）</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table>	年少扶養親族（16歳未満）	控除額	一般の扶養親族	なし	16歳～19歳未満	33万円	23歳～70歳未満		特定扶養親族（19歳～23歳未満）	45万円	老人扶養親族（70歳以上）	38万円	同居老親等	45万円																																												
年少扶養親族（16歳未満）	控除額																																																										
一般の扶養親族	なし																																																										
16歳～19歳未満	33万円																																																										
23歳～70歳未満																																																											
特定扶養親族（19歳～23歳未満）	45万円																																																										
老人扶養親族（70歳以上）	38万円																																																										
同居老親等	45万円																																																										
<p>㉔基礎控除</p>	<p>合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その合計所得に応じて基礎控除が通減し、2,500万円を超える場合は適用外となります。</p> <table border="1" data-bbox="446 1736 1276 1848"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	なし																																																
合計所得金額	控除額																																																										
2,400万円以下	43万円																																																										
2,400万円超2,450万円以下	29万円																																																										
2,450万円超2,500万円以下	15万円																																																										
2,500万円超	なし																																																										
<p>㉕雑損控除</p>	<p>令和5年中に災害（震災、風水害、雪害、火災等）や盗難にあった場合で、次のうち多い方の金額が控除されます。</p> <p>(1) (損害額－保険金等による補てん額)－(所得の合計金額)×1/10</p> <p>(2) (災害関連支出の金額－保険金等による補てん額)－5万円</p> <p>※この控除を受ける場合には、証明書または領収書をお持ちください。</p>																																																										
<p>㉖医療費控除</p>	<p>令和5年中にあなたや配偶者、その他の親族のために支払った医療費は次のように計算し控除します。</p> $\left( \begin{array}{l} \text{支払った医療} \\ \text{費の総額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{保険等で補てん} \\ \text{された金額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{「10万円」と「総所得金額の5\%」} \\ \text{とのいずれか少ない方の金額} \end{array} \right)$ <p>＝医療費控除額（ただし、200万円を限度とします）</p> <p>※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受ける場合は、令和5年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入対価が1万2千円を超える場合に、その超えた部分の金額について控除します。（ただし8万8千円を限度とします）従来の医療費控除との併用はできません。</p> <p>※この控除を受ける場合には、明細書をお持ちください。</p>																																																										

## 【申告書裏面】

### 6. 給与所得の内訳

源泉徴収票のない人、パート・アルバイト、日給月給、日雇賃金等の人は、この欄に記入してください。

### 7. 事業・不動産所得に関する事項

営業等事業所得、不動産所得のある人は、この欄に記入してください。ただし、「収支内訳書」を添付される場合は、記入の必要はありません。

### 8. 配当所得に関する事項

株式の配当や、投資信託の収益の分配金等の所得があった場合は、その内訳を記入してください。

### 9. 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

原稿料、講演料、生命保険年金等がある場合、その内訳を記入してください。

### 10. 総合譲渡・一時所得に関する事項

総合譲渡、一時所得のあった人は、その内訳を記入してください。

### 11. 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする親族で、あなたが経営する事業に原則として6ヶ月を超える期間従事した人がいるときに、記入してください。

この場合、あなたの事業から生ずる所得から、次の額が控除されます。

○事業専従者控除額（①②のうち低い方の金額）

①500,000円（配偶者の場合860,000円）

②（事業所得）÷（事業専従者の数+1）

※事業専従者とした人については、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除は受けることができません。

### 12. 別居の扶養親族等に関する事項

別居している扶養親族がある場合に、その親族の氏名、住所及び個人番号を記入してください。

### 14. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額のある人は、その金額を記入してください。

### 15. 寄附金に関する事項

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

### 16. 所得金額調整控除に関する事項

給与等収入額が850万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する場合には給与所得に所得金額調整控除が適用されますので記入してください。

①本人が特別障害者に該当する

②特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

③22歳以下の扶養親族を有する

控除額：（給与等収入額（上限1,000万円）－850万円）×0.1

### ○令和5年中に所得のなかった方等の記入欄

前年中に所得がなかった人は、下記の該当する数字を○で囲み、その内容について記入してください。

## 5. 町民税・県民税の計算方法

### ○町民税・県民税の均等割額及び所得割税率等

国 税 <sup>※2</sup>	森林環境税	1,000円		
県 民 税 <sup>※1</sup>	個人住民税 均等割額	1,500円	個人住民税 所得割税率	一律4%
町 民 税		3,000円		一律6%

※1 県民税の個人住民税均等割額には「水と緑の森づくり税」の500円が含まれます。

※2 令和6年度から個人住民税均等割額と併せて課税されます。森林環境税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を目的に、森林を整備するなどの費用にあてられます。

町民税・県民税の税額は、次のように計算されます。

【合計所得金額】－【所得から差し引かれる金額の合計】＝《課税所得金額》（千円未満切捨て）  
（申告書表面⑫欄） （申告書表面⑳欄）

《課税所得金額》× 10%（町民税6%＋県民税4%）－ 税額控除 ＝ [所得割額]（100円未満切捨て）

※減額措置：全世帯において所得税との人的控除の差を考慮した減額措置を実施。

※土地・建物・株式等の譲渡、配当（分離課税）等の分離課税所得については、別に課税されます。

[所得割額]－ 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額 ＋ 均等割額 ＝ 町民税・県民税年税額